

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成19年7月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 法第5条第5項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第1号様式）によるものとする。

(特定開発行為許可申請書の添付図書)

第3条 法第9条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第10条第1項の申請書に、同条第2項の図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 法第9条第1項の特定開発行為を行う土地について、申請者が当該特定開発行為の施行に必要な権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類
- (2) 営業沿革調書（第2号様式）
- (3) 法人にあっては印鑑証明書、個人にあっては印鑑登録証明書
- (4) 過去2年間の財務状況を記載した書類
- (5) 法人にあっては、登記事項証明書
- (6) 許可申請をしようとする日の属する年の直前2年の各年度における、法人にあっては法人税の、個人にあっては所得税の、納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (7) 工事施工者の工事経歴書（第3号様式）

(8) その他知事が必要と認める図書

2 省令第8条第2項の計画説明書は、第4号様式によるものとする。

3 省令第8条第4項の表に定める土地利用計画図、造成計画平面図及び造成計画断面図は、土砂災害特別警戒区域界を表示したものでなければならない。

(特定開発行為許可標識の設置)

第4条 法第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る対策工事等の期間中、開発区域内の見やすい場所に特定開発行為許可標識（第5号様式）を設置しなければならない。

(特定開発行為変更許可申請書)

第5条 法第16条第2項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（第6号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、既に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、その旨を当該申請書に記載して、当該図書の添付を省略することができる。

(1) 省令第8条第2項の計画説明書（第4号様式）及び計画図

(2) 省令第8条第5項の構造計算書

(3) 省令第10条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図

(変更の届出)

第6条 法第16条第3項の規定による届出は、軽微変更等届出書（第7号様式）により行うものとする。

2 許可を受けた者は、住所又は氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、遅滞なく、住所氏名等変更届出書（第8号様式）にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

(協議の手続)

第7条 法第14条の協議の手続は、法第10条に規定する申請の手続の例により行うものとする。

(特定開発行為の工事着手の届出)

第8条 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等に着手したときは、特定開発行為着手届出書（第9号様式）により、知事に届け出なければならない。

(特定開発行為の休止等の届出)

第9条 許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、遅滞なく、特定開発行為休止届出書（第10号様式）により、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行った者が当該届出に係る対策工事等を再開しようとするときは、遅滞なく、特定開発行為再開届出書（第11号様式）により、知事に届け出なければならない。

（特定開発行為の廃止の届出書の添付図書）

第10条 省令第17条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 対策工事等の廃止の理由及び廃止に伴う土砂災害防止の措置を記載した書類
- (2) 廃止時における対策工事等の状況を示す図面及び写真
- (3) 対策工事等の廃止に伴う今後の措置を記載した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

（地位の承継）

第11条 許可を受けた者について相続、合併又は分割があったとき（当該許可に係る行為を承継するときに限る。）は、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る行為を承継すべき相続人を選出したときは、その者）又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割により当該許可に係る行為を承継した法人は、当該許可に基づく地位を承継する。

2 許可を受けた者から当該許可に係る行為に必要な権原を取得した者は、当該許可に基づく地位を承継する。

3 前2項の規定により法第9条第1項の許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、地位承継届出書（第12号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に届け出なければならない。

- (1) 当該承継の原因となった事実を証明する書類
- (2) 特定開発行為を行う土地について、当該承継した者が法第9条第1項の許可に係る行為に必要な権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

（意見の聴取等）

第12条 知事は、法第9条第1項又は第16条第1項の許可の申請に対する処分をしようとするときは、当該申請に係る特定開発行為が行われる土砂災害特別警戒区域の属する市町の長（以下「関係市町長」という。）の意見を聴くものとする。

2 知事は、前項の処分をしたときは、速やかに、その旨を関係市町長に通知するものとする。

(書類の経由)

第13条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該土砂災害特別警戒区域を所管する土木事務所又は香川県小豆総合事務所の長を経由しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

(表)

9センチメートル		6センチメートル
第	号	
身 分 証 明 書		
所属 職名 氏名		
上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条1項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、及び同法第21条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。		
交付年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで	
香川県知事		回

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）
（基礎調査のための土地の立ち入り等）

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4 （省略）

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6～10 （省略）
（立入検査）

第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 （省略）

営 業 沿 革 調 書

年 月 日

- 1 創業年月日

- 2 創業後の沿革

- 3 法令に基づく許可等

- 4 従業員数

- 5 宅地造成経歴(過去2年間)

備考

- 1 「創業後の沿革」の欄には、組織の変更、合併若しくは分割、営業の休止、営業の再開、商号若しくは名称の変更又は資本金の額等の変更を記載してください。
- 2 「法令に基づく許可等」の欄には、建設業の許可、宅地建物取引業の免許等の年月日及び許可等の番号を記載してください。
- 3 「宅地造成経歴」の欄には、工事の名称、施行場所、面積及び工事費を記載してください。

工事施工者の工事経歴書

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

- 1 元請又は下請の別
- 2 法令に基づく許可等
- 3 宅地造成経歴等（過去2年間）

備考

- 1 法人にあつては印鑑証明書及び登記事項証明書、個人にあつては印鑑登録証明書を添付してください。
- 2 「法令に基づく許可等」の欄には、建設業の許可等、工事を施工することができる能力を備えていることを記載してください。
- 3 「宅地造成経歴等」の欄には、宅地造成工事又は砂防工事の名称、注文者、工事施工場所、面積及び工事費を記載してください。
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の許可を受けようとする者が工事施工者である場合は、本書の添付を省略することができます。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

計 画 説 明 書

1 対策工事等の計画の方針

(1) 特定開発行為の目的

(2) 対策工事の方法

(3) 対策工事の設計に関し特に留意した事項

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象（いずれか該当するものに○印をすること。）

ア 土石流 イ 急傾斜地の崩壊 ウ 地滑り

(2) 区域区分（いずれか該当するものに○印をすること。）

ア 砂防指定地 イ 急傾斜地崩壊危険区域 ウ 地すべり防止区域

エ 保安林 オ その他

(3) 土地の概要

	宅 地	農 地	山 林	公共施設用地	その他	計
面 積 (㎡)						
比 率 (%)						100

(4) 既存砂防施設等の状況

3 開発区域内の土地の現況

(1) 区域区分（いずれか該当するものに○印をすること。）

ア 市街化区域 イ 市街化調整区域 ウ ア及びイ以外の都市計画区域

エ ア、イ及びウ以外の区域

(2) 地域地区（いずれか該当するものに○印をすること。）

ア 用途地域 イ その他の地域地区

(3) 土地の概要

	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
面積 (㎡)						
比率 (%)						100

4 土地利用計画

(1) 計画の概要（土砂災害特別警戒区域内）

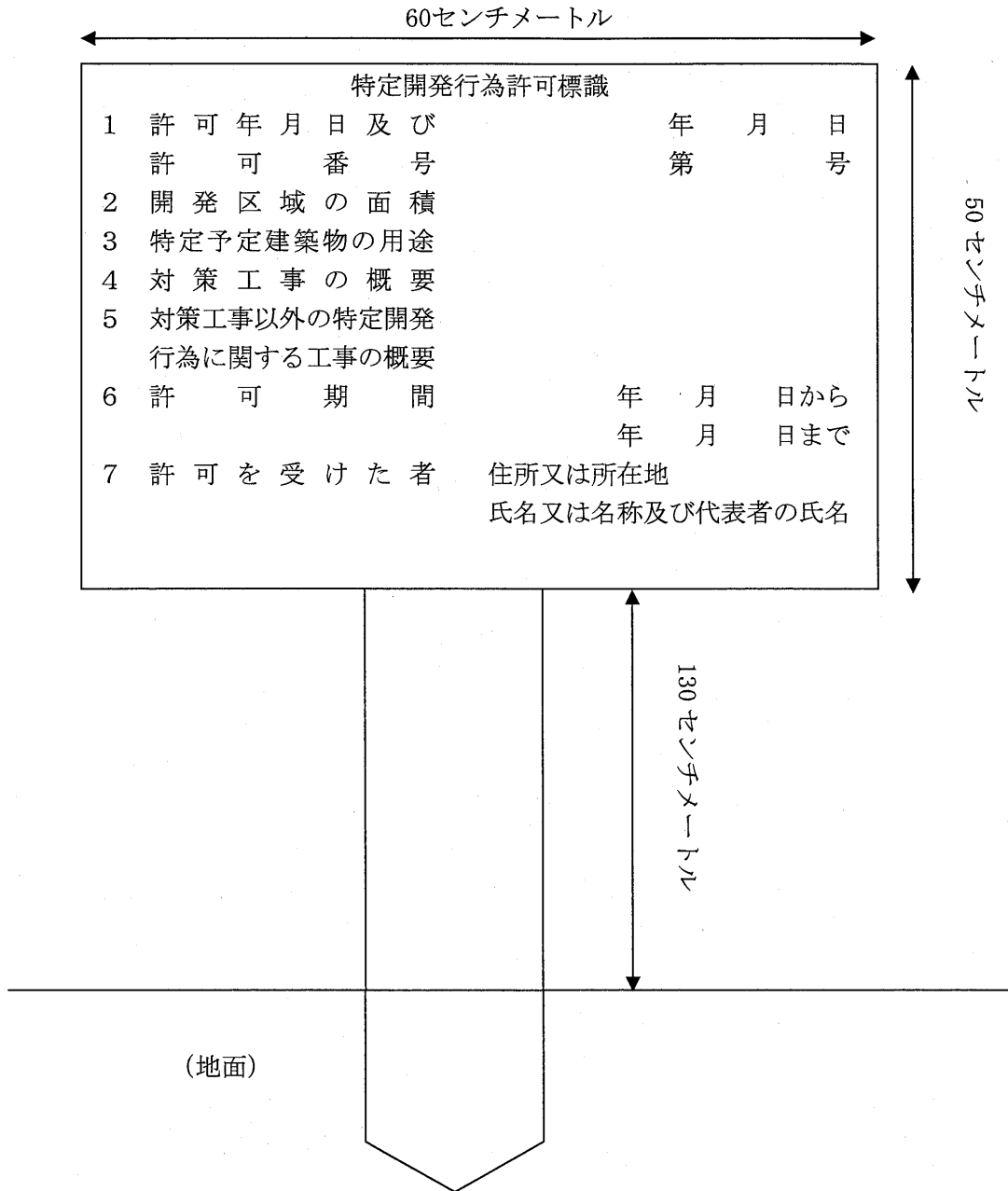
	建築物		公共施設 用地	公益的 施設用地	その他	計
	制限用途	制限用途 以外				
面積 (㎡)						
比率 (%)						100

(2) 予定建築物の用途（ ）

備考

- 1 この計画説明書は、開発地域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区ごと）について作成してください。
- 2 この計画説明書において用いる用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1) 「砂防指定地」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地をいいます。
 - (2) 「急傾斜崩壊危険区域」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された区域をいいます。
 - (3) 「地すべり防止区域」とは、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定により指定された区域をいいます。
 - (4) 「保安林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された森林をいいます。
 - (5) 「都市計画区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第2項の規定により指定された区域をいいます。
 - (6) 「市街化区域」とは、都市計画法第7条第2項に規定する区域をいいます。
 - (7) 「市街化調整区域」とは、都市計画法第7条第3項に規定する区域をいいます。
 - (8) 「地域地区」とは、都市計画法第8条第1項各号に掲げる地域、地区又は街区をいいます。
 - (9) 「用途地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域をいいます。
 - (10) 「公共施設用地」とは、都市計画法第4条第14項に規定する「公共施設」が所在する土地をいいます。
 - (11) 「公益的施設用地」とは、公衆の日常生活に欠くことのできない事業であって運輸、郵便、電信、電話、水道、電気若しくはガスの供給、医療又は公衆衛生等の事業を行うことを目的とする施設が所在する土地をいいます。

第5号様式 (第4条関係)



特定開発行為変更許可申請書		年 月 日	
香川県知事 殿			
申請者 住所 氏名 ㊟ （法人にあっては、その主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名）			
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
変 更 の 内 容	区分	変更前	変更後
	内容		
	特定予定建築物 の 用 途		
	特定予定建築物 の 敷 地 の 位 置		
	対策工事の概要		
対策工事以外の 特定開発行為に 関する工事の概 要			
変 更 の 理 由			

備考

- 1 次に掲げる書類を添付してください。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨をこの申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができます。
 - (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第8条第2項の計画説明書（第4号様式）及び計画図
 - (2) 省令第8条第5項の構造計算書
 - (3) 省令第10条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

軽微変更等届出書			
香川県知事 殿		年 月 日	
届出者		住所 氏名	
(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		印	
特定開発行為の軽微な変更等をしたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第16条第3項の規定により届け出ます。			
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
変 更 の 内 容	区分	変更前	変更後
	内容		
	予定建築物の 用 途		
	対策工事等着手 予定年月日		
対策工事等完了 予定年月日			
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 の 理 由			

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

住所氏名等変更届出書		年 月 日
香川県知事 殿		
届出者 住所 氏名		④
(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		
住所、氏名等を変更したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律施行細則第6条第2項の規定により届け出ます。		
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
変更 内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		
その他の事項		

備考

- 1 氏名の変更の場合にあっては、戸籍抄本を添付してください。
- 2 届出者が法人の場合であって、その主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名
に変更があったときは、登記事項証明書を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

特定開発行為着手届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ㊟
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の許可に係る対策工事等に着手したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
特定予定建築物の敷地の位置	
許可を受けた内容	
着手年月日	年 月 日
緊急時の連絡先	（現場責任者の氏名及び携帯電話番号等）
その他の参考事項	

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

特定開発行為休止届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ④
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定開発行為の許可に係る対策工事等を休止したいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第9条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
休 止 期 日	年 月 日
再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
休 止 の 理 由	
開発区域の状況及び休止期間の保全計画	

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

特定開発行為再開届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ④
（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

休止していた特定開発行為の許可に係る対策工事等を再開したいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第9条第2項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
休 止 期 日	年 月 日
再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
再 開 後 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

地位承継届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名 ④
（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定開発行為の許可に基づく地位を承継したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第11条第3項の規定により届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
被承継人の氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	

備考

- 1 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 承継の原因となった事実を証明する書類
 - (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の許可に係る行為に必要な権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。